２．「利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法」は、「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」に記載した措置の運用状況に係る監視方法について記載すること。

３．「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」は、第32条の２第２項に規定する「利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間」を除いた期間について、為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載すること。

４．資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

５．「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」に記載した期間の内訳（必要な事務処理の内容及び事務処理期間）を記載した書面及び当該事務処理期間を確認できる資料を添付すること。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて債務を負担した場合の検証態勢を記載した書面を添付すること。

６．３．に関し、「資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」として想定される当該事由及び当該事由が生じた場合の対処方針を記載した書面を添付すること。

７．「法第51条の２の規定を遵守するために必要な体制に関する事項」（「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を除く。）に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

（別添６）

８．為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針

⑴　為替取引に関する事故が発生した場合

⑵　利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合

⑶　送金資金に不足が生じた場合
